

電話番号・電話転送サービスの提供ルールに係る 電気通信番号計画の一部変更について

令和4年5月27日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 番号企画室

電話番号・電話転送サービスの提供ルールに関する改正概要

- 令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」等を踏まえ、電話番号・電話転送サービスの提供ルールを制度化するため、「電気通信番号計画」及び関連制度について所要の改正を行う。

1. 改正の概要

(1) 電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)の変更

① 電気通信事業者が利用者設備識別番号(固定電話番号(0AB～J)、特定IP電話番号(050)等)を提供する場合等の遵守事項を制定

- ✓ 卸電気通信役務であることを特定した契約
 - ・卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定(みなし認定含む。以下単に「認定」という。)を受けていることを卸元事業者が確認すること
 - ・卸契約に関する書面において、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件(以下単に「条件」という。)を遵守することについて合意すること
- ✓ 上記以外の契約(提供先の電気通信事業の用に供される場合)
 - ・契約約款等において、提供先に対して条件を遵守するよう提供元が求めること
 - ・提供先が、特別の事情がない限り、提供を受けた電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する旨、認定を受けている旨を提供元に申し出ること

② その他

- ✓ 認定を受けている電気通信事業者名等の公表(定期報告の有無を勘案)
- ✓ 電話転送役務(発信転送・着信転送)の定義の見直し
- ✓ 固定電話番号の番号区画に関する個別実態に即した表記の見直し

※ 上記のほか、電話転送役務に係る本人特定事項の確認方法に関し、規定の整備を行う。【諮問対象外】

(2) 関連制度の改正【諮問対象外】

○ 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の改正(電気通信番号の使用に関する報告関連)

- ✓ 卸電気通信役務の提供状況として、卸先事業者ごとの認定状況の確認の有無、条件の遵守の合意の有無の報告を求めること
<様式第28の2>

※上記のほか、事業者の負担軽減の観点から、報告事項を見直す<様式第28、様式第28の3、様式第28の4>

2. 施行期日等

令和5年1月1日から施行する^{※1}。ただし、一部の利用者設備識別番号^{※2}については、当分の間、1.(1)①の事項は適用しない。

※1 1.(1)②は、公布の日から施行する。

※2 音声伝送携帯電話番号(070/080/090)、データ伝送携帯電話番号(020C/0200)、IMSI

<イメージ>

総務省

●認定事業者リストの公表(新設)

事業者名	法人番号	登録番号・届出番号	認定を受けている番号種別
A事業者			
B事業者			
...			

報告未提出等は反映しない

●事業者からの報告(報告規則)

○電気通信番号の使用状況(既設)

番号種別	番号使用数	番号未使用数	...
固定電話番号			
音声伝送携帯電話番号			
...			

○卸電気通信役務の提供状況(改正)

卸先事業者	...	認定状況の確認	条件遵守の合意
A事業者			
B事業者			
...			

公表

報告

卸電気通信役務であることを特定した契約の場合

- ・卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認
- ・卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することに合意

卸元事業者

卸先事業者



卸契約

電気通信番号の管理に必要な連絡体制を構築

契約約款等による契約の場合

利用者が提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、契約約款等において、電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう要請

提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること等を提供元の電気通信事業者に申告

電気通信事業者(提供元)

利用者(提供先)
(電気通信事業者)

(エンドユーザー)



一般の利用者と同じ利用契約

利用者として提供を受けた役務をさらに別の者に対して提供

第1(総則)への追加

- 5 総務省は、第2の5(1)の確認の円滑化を図るため、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第8条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定(法第50条の2第3項の規定の適用を受けたものを含む。)の状況を公表することとする。

第2(電気通信番号の使用に関する基本的事項)への追加

- 5 利用者設備識別番号については、次に掲げる電気通信番号の使用に関する条件によるほか、第3に定める事項によること。
- (1) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に当たっては、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。
 - (2) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結するに際しては、当該契約に関する書面(電磁的記録を含む。(3)において同じ。)において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件(この5に掲げるものを含む。(3)において同じ。)を遵守することについて合意すること。
 - (3) 利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する契約(当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。)を締結するに際しては、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。
 - (4) 他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を受けるに際しては、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。
 - (5) 利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結した場合は、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。

様式第28の2(第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務(利用者設備識別番号)の提供状況)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号 使用計画の認定状況の確認	電気通信番号の使用に関する 条件の遵守の合意



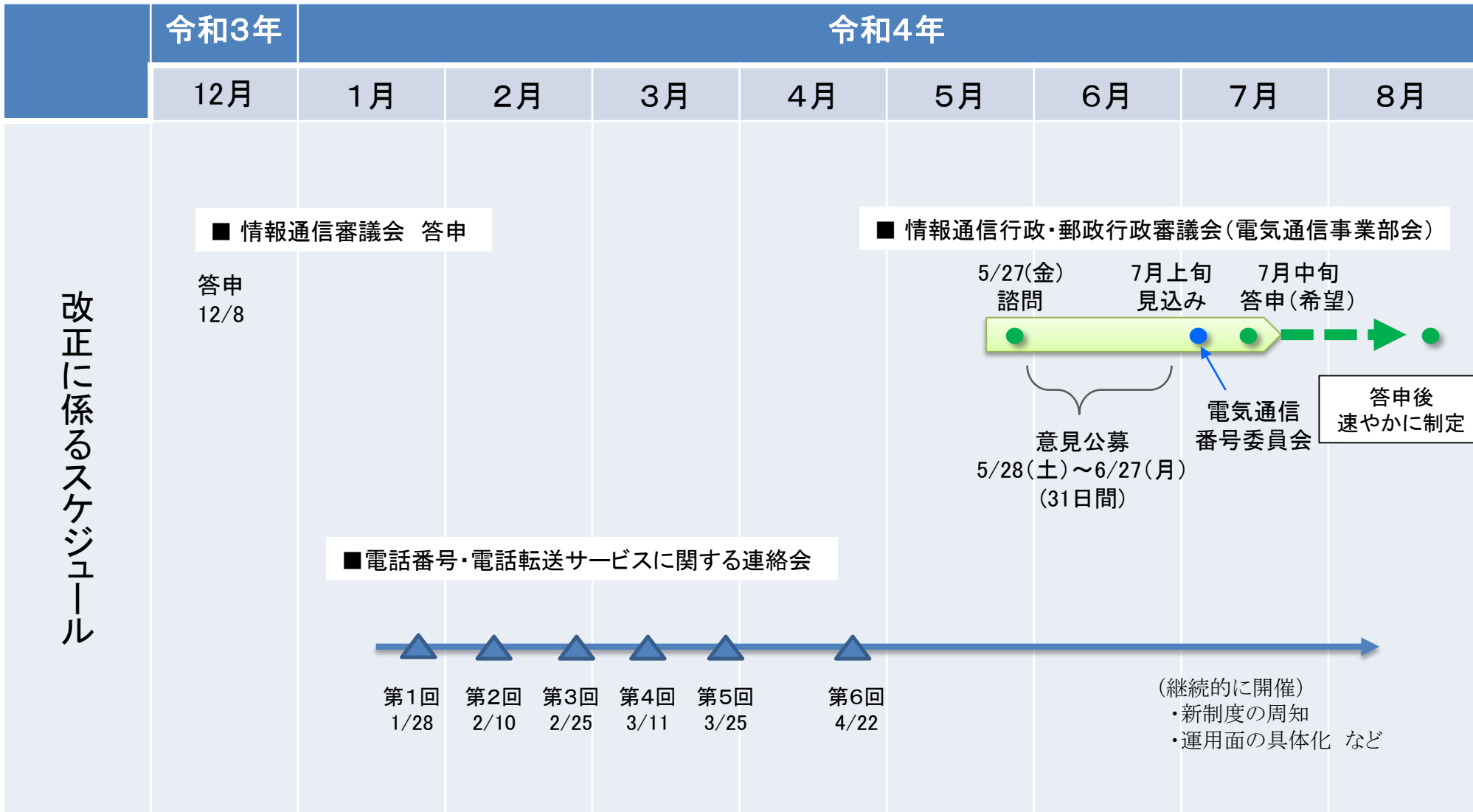
卸先事業者への
確認等を追加

認定状況の確認の
円滑化のための
公表事項を注記に追加



- 注 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
 - ・当該電気通信事業者の法人番号
 - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

改正に係るスケジュール(想定)

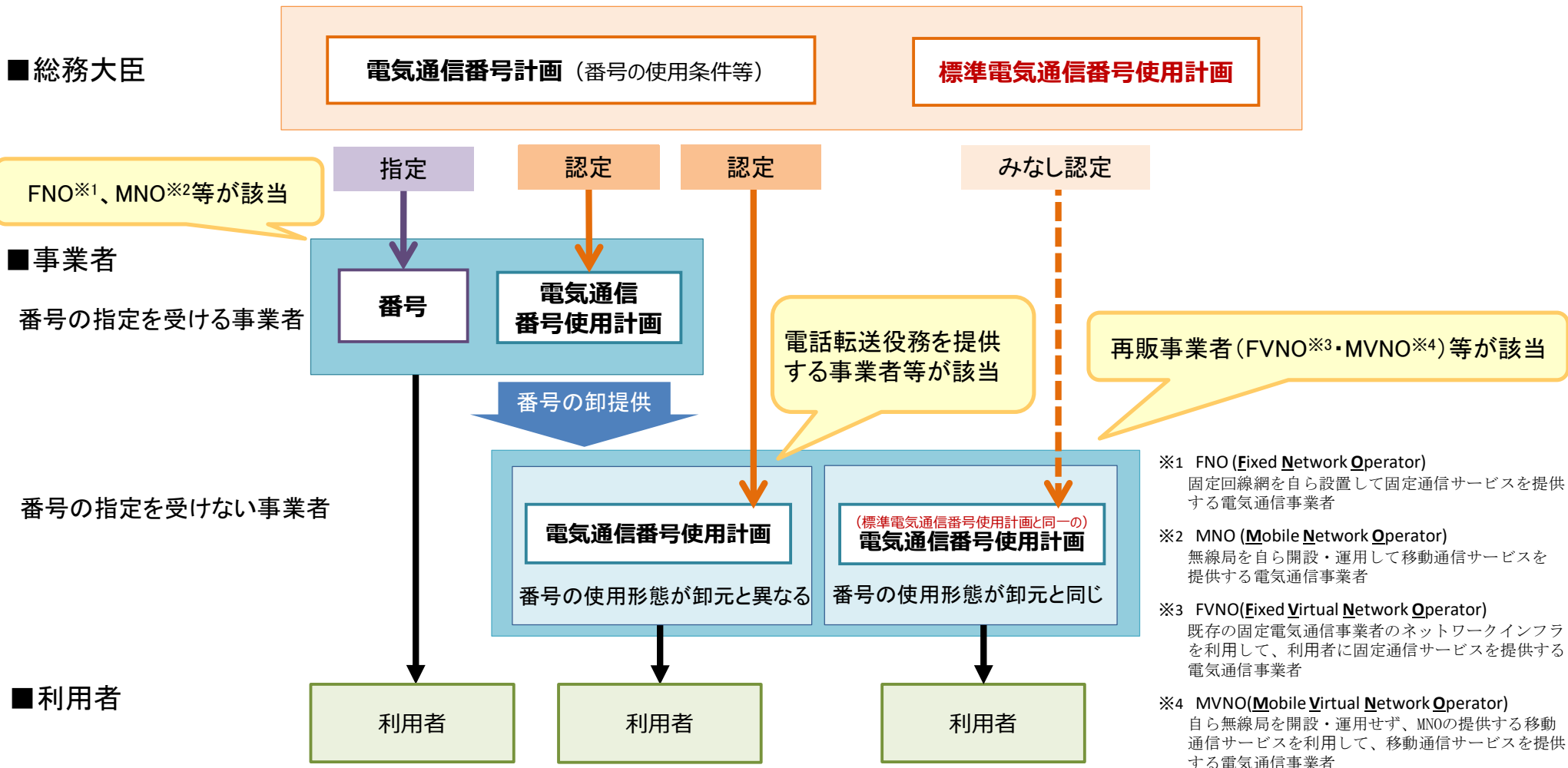


参考資料

電気通信番号制度の概要

令和元年に施行された**新たな電気通信番号制度**により、電気通信番号を使用する**全ての電気通信事業者（自らが番号の指定を受けて使用する者・自らは指定を受けないが番号を使用する者）**は、**電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がある。**

総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた**電気通信番号計画を公示する。**



情報通信審議会における諮問概要及び審議経過等

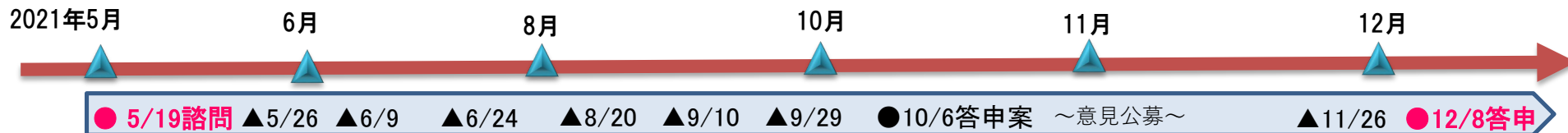
< 諮問名 >

デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方

< 検討課題 >

- **音声伝送携帯電話番号 (090/080/070※)の指定の在り方等の検討** ※現在MNOのみに指定
 - ・MVNO等への番号指定の可否の検討
 - ・MVNO等への番号指定の条件の検討
 - ・上記に関連した検討 (MVNO等への番号の指定単位、音声伝送携帯電話番号の060番号への拡大、020番号の指定の条件等)
- **固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討 (H30情通審答申のフォローアップ)**
 - ・電話転送サービスを巡る現状と今後の動向の整理
 - ・電話転送サービスの番号使用条件の見直し・明確化等の検討
 - ・不適正な利用実態等を踏まえた今後の電気通信番号制度の在り方

< スケジュール >



< 参考 電気通信番号政策委員会での審議状況 >

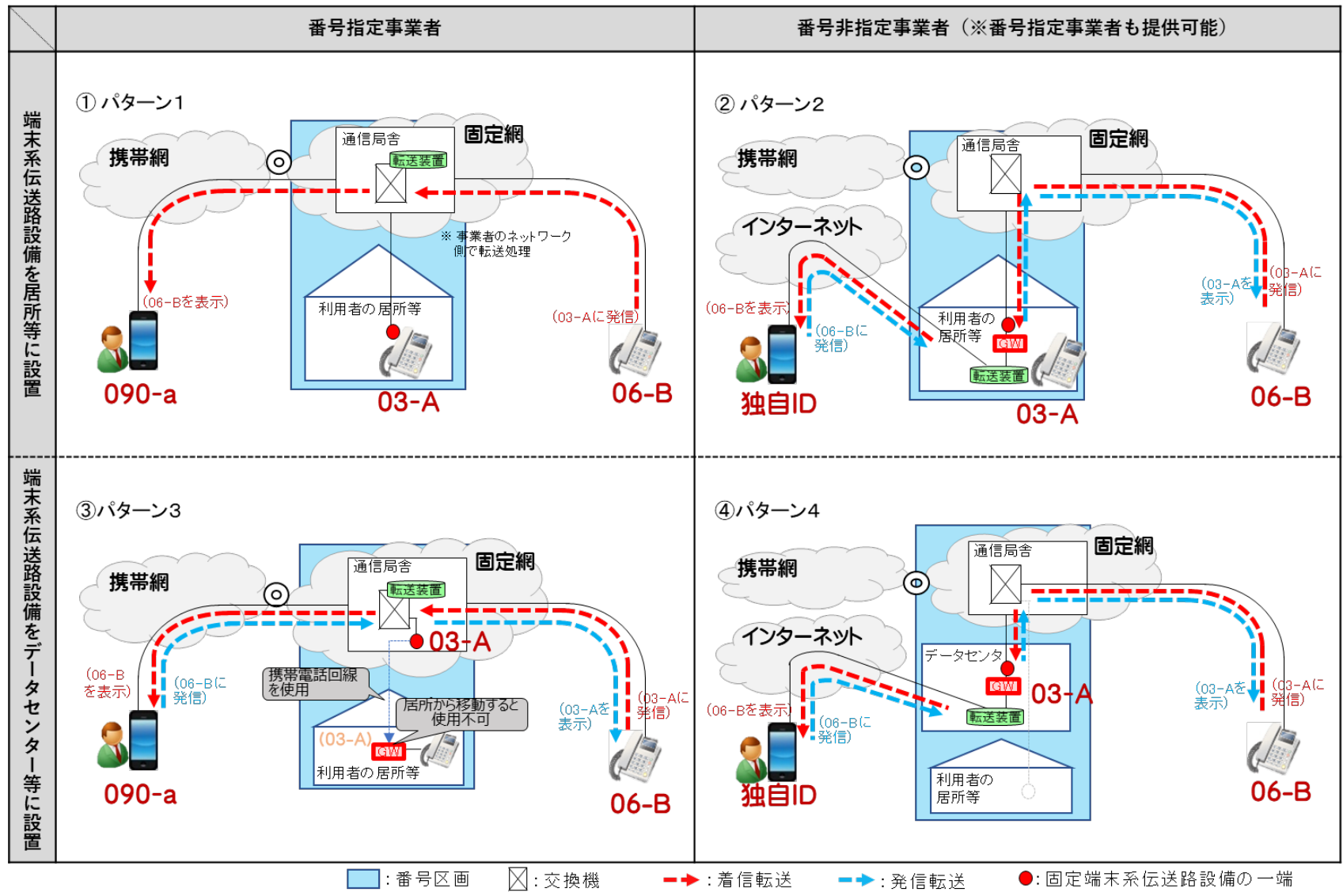
- ・審議開始 5/26
- ・関係者ヒアリング① 6/9 MVNO委員会、日本通信、CATV連盟、HISモバイル、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、NTT東西
- ・関係者ヒアリング② 6/24 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)、KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、まほろば工房、三通テレコム、マイクロソフト
- ・論点整理① 8/20 音声伝送携帯電話番号 (090/080/070)の指定の在り方等の検討
- ・論点整理② 9/10 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討
- ・報告書案 9/29
- ・意見公募結果の反映 11/26

固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の条件

	電気通信番号の使用に関する条件	代替手段
緊急通報の取扱い	<p>発信転送) 誤認を生じさせる<u>緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずる。</u></p>	—
本人確認及び拠点確認	<ul style="list-style-type: none"> 最終利用者の<u>本人確認を行う。</u> 最終利用者の<u>活動の拠点が番号区画内に存在することの確認を行う。</u> 	<p>発信転送) 発信元の電気通信番号を通知しない。 (※) 着信転送も提供している場合は適用不可</p>
拠点への設備設置確認	<p><u>固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の最終利用者の活動の拠点に設置*</u>されていることの確認を行う。 (※) DC(データセンター)等への設備設置については、最終利用者が認知している場所(DC等)に固定電話の責任分界点(ポート等)が設定されていて、かつ当該場所において端末設備を接続して転送によらない固定電話サービスを利用できる状態にある場合は本条件を満たすものとして運用</p>	<p>発信転送) 発信元の電気通信番号を通知しない。 (※) 着信転送も提供している場合は適用不可</p>
品質確認	<p><u>050 IP電話の品質又はこれと同程度の品質を満たしていることの確認を行う。</u></p>	<p>発信転送・着信転送) 品質確保がない回線に転送される旨を通話の相手方に通知する。 又は 発信転送) 発信元の電気通信番号を通知しない。 (※) 着信転送も提供している場合は適用不可</p>

※そのほか、固定電話番号の全般的な使用条件としては、番号ポータビリティの提供等がある。

電話転送役務の提供形態(典型例)

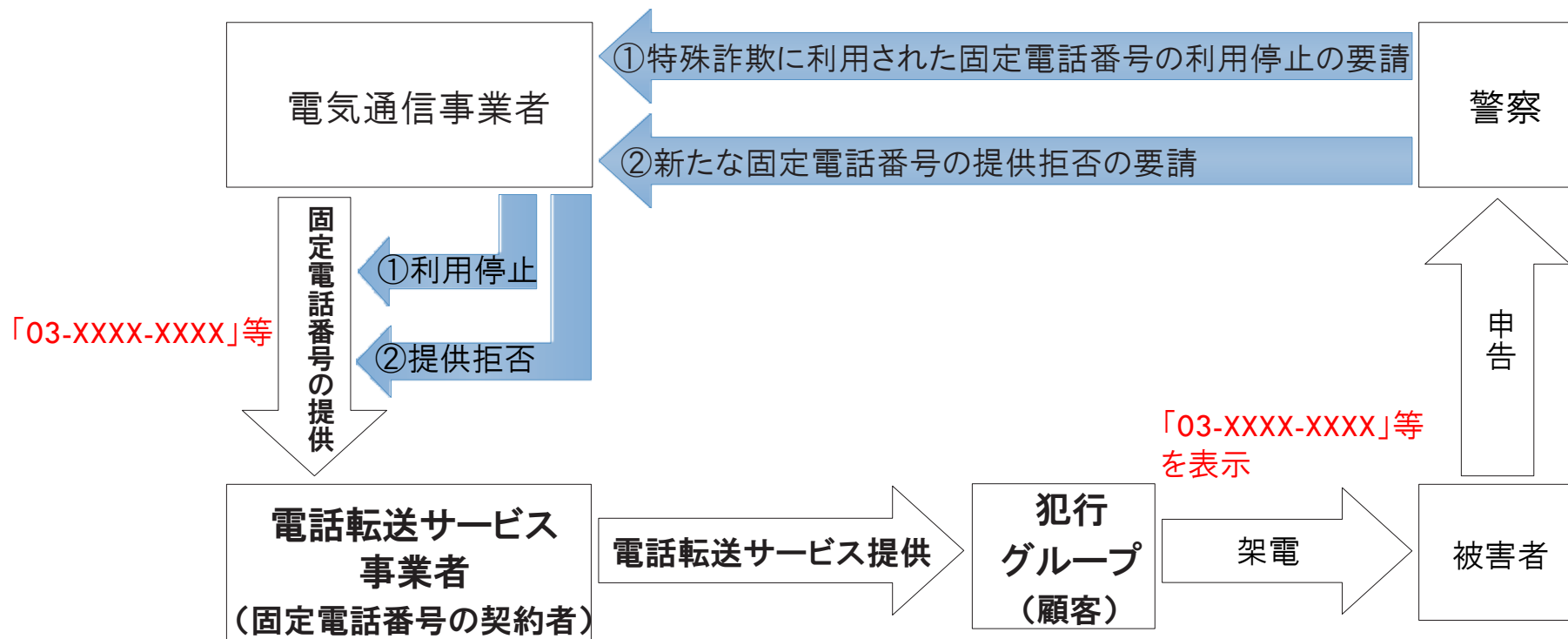


特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止措置

令和元年9月27日から、犯罪に利用された**固定電話番号の利用停止措置**を開始。具体的には、
 ✓警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する電気通信事業者が**利用停止**にする。
 ✓一定の基準を超えて利用停止要請の対象となった固定電話番号の契約者に対しては、電気通信事業者が連携して、**新たな電話番号の提供を一定期間行わない**。
 令和3年中は、警察の利用停止要請に基づき、**4,122件の利用停止**が実施されている。

※令和3年11月からは050番号も対象に追加

特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の仕組み



(参考)不適正利用を踏まえた今後の制度運用の在り方(情通審答申より抜粋)

①全般

関係者ヒアリングにおいて、固定電話番号を使用した電話転送役務を提供しているにもかかわらず、電気通信番号使用計画の認定を受けていない者が存在し、こうした者に対する検挙・指導を進めるべきとの意見があった。総務省においても、認定を受けていない者への指導等をこれまで行ってきたが、制度運用の安定性・適切性を確保し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備していく観点から、こうした者に対する指導等の取組を一層充実させていくことが重要と考えられる。

このような取組を進めていく上で、その実効性を確保するため、日頃から行政、電気通信事業者等が情報共有を行い、問題事例が生じた場合の対応方策をはじめ、諸課題の改善に向けて連携して取組を進めていくことを目的として、関係者による連絡会のような組織を設置することが適当である。

また、電話転送役務に係る電気通信番号制度について、利用者・事業者の双方の理解が深まるよう取り組むことが、不適正利用の防止に資すると考えられ、適切に周知・広報を行っていくことが重要と考えられる。

このため、総務省において、今後も電話転送役務に係る電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに、利用者がより安心して電話転送役務を利用することができるようにするため、電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名等を公表することなどについて、検討することが適当である。これにより、電気通信事業者間での数次卸等の取引においても、相手方が電気通信番号制度に関して必要な手続きを受けているかを確認することで、一定の信頼性が生まれることになると考えられる。

なお、経過措置については、現状、その適用を受けた電気通信事業者からは期限までに何らかの対応を行うことが示されており、役割を終えることになると認められることから、予定どおり現行制度の施行後3年経過をもって措置期間を終了し、特例的に許容されてきた事項については廃止の方向とすることが適当である。

②卸電気通信役務等の提供におけるルール化

現状、固定電話役務や電話転送役務の卸提供が行われており、関係者ヒアリングにおいても、これに起因する不適正利用の問題点が指摘されている。不適正利用の1つの実態を明らかにしたものとして、「元請け再販事業者が転売した二次、三次の再販事業者から(番号を)入手」との報道もされている。このため、固定電話役務等の卸電気通信役務の提供を行う際に、電気通信事業者間において、不適正利用の防止に資する対応を検討していくことが重要と考えられる。

この点、固定電話役務や電話転送役務に係る卸提供に際し、再販契約書において、卸先事業者に対し、関係法令に基づく必要な対応を遵守することや、更なる再販売する場合に、事前に卸元事業者に承諾を得ること定めている事例がある。悪質な事業者を想定して、その効果を疑問視する意見もあるものの、こうした卸電気通信役務の提供における卸元事業者に求められる事項について、ルール化を検討していくことが適当である。

また、固定電話回線を利用者約款により契約して、当該固定電話回線により電話転送役務を提供したり、再販売したりすることも可能である。この場合であっても、電気通信事業の届出や電気通信番号使用計画の認定の申請等が必要であり、関係法令が遵守されることが重要である。こうした利用者約款により契約が行われる場合(例えば、大量に固定電話回線を契約する場合など一定の場合に限る。)にも、卸提供が行われる場合と同様のルール化を検討していくことが適当である。

1 背景・目的

令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」等を踏まえ、電話番号・電話転送サービス等に関する諸課題の改善や業界の健全な発展に向けて、行政、業界団体、電気通信事業者等の関係者が、必要な情報共有を行うとともに、連携して不適正利用の防止に取り組むことを目的とする。

2 名称

本連絡会は、「電話番号・電話転送サービスに関する連絡会」と称する。

3 主な取扱事項

- (1) 電気通信番号使用計画の認定状況の公表を踏まえた適切な事業者間取引の推進
- (2) 不適正利用を助長する電気通信事業者に関する情報共有
- (3) 電話番号・電話転送サービス等の卸契約及び大口利用契約の取引ルール
- (4) 電話転送サービス事業等におけるマネー・ロンダリング対策等
- (5) 安心して利用できるようにするための利用者への周知・広報
- (6) 電話転送サービス等の今後の動向

4 構成及び運営

- (1) 本連絡会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 議事に応じて必要があるときは、関係行政機関、有識者その他の関係者を招請することができる。
- (3) 本連絡会は、電話番号・電話転送サービス等の不適正利用の対策を取り扱うことから原則として非公開とする。ただし、庶務が認める場合については、公開することができる。
- (4) 本連絡会で使用した資料及び議事要旨は、原則として、総務省のウェブサイトにおいて公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合については、非公開とする。
- (5) その他本連絡会の運営に必要な事項は、構成員が協議して定める。

<構成員>

・一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会(JUSA)
・西日本電信電話株式会社
・KDDI株式会社
・楽天コミュニケーションズ株式会社

・一般社団法人 電気通信事業者協会(TCA)
・株式会社NTTドコモ
・ソフトバンク株式会社
・総務省

・東日本電信電話株式会社
・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
・楽天モバイル株式会社